

西東京市長 あて

### 市民税・都民税 相続人の代表者指定届

	住所
届出人	氏名
	電話番号

地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人に係る徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので届出書を提出します。

被相続人	住所	東京都西東京市				
	氏名					
	死亡年月日	年 月 日				
代相続者人	住所					
	フリガナ					
	氏名					
	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日	続柄
記す 載して おく 相 続 人 を 記 す	住所	氏名	続柄	電話番号	相続分	

- ※1 納税通知書は、相続人代表者の方に送付します。
- ※2 限定承認、相続を放棄された方については記入の必要はありませんが、家庭裁判所から発行される相続放棄申述受理通知書または証明書の写しを送付してください。
- ※3 市長は、この届出書の提出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を代表者とすることができます。この場合、市長はその旨を相続人に通知しなければなりません。

市担当者使用欄					
エクセル		システム		終了	